

令和3年度菊池市本庁舎等公共施設の電力供給業務に関する公募型プロポーザル募集要項

1. 趣旨

この募集要項は、令和3年度菊池市本庁舎等公共施設の電力供給業務（以下「本業務」という。）の供給業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により特定するために必要な事項を定めるものである。

2. 概要

- (1) 業務名：令和3年度菊池市本庁舎等公共施設の電力供給業務
- (2) 対象施設：別紙1「施設一覧（高圧電力）」、別紙2「施設一覧（低圧電力）」、別紙3「施設一覧（低圧電灯）」のとおり（以下「対象施設」という）
 - ①高圧電力=40施設、②低圧電力=197施設、③低圧電灯=201施設、計438施設
- (3) 仕様：別紙4「仕様書」とおり
- (4) 使用期間：令和3年4月計量日又は検針日から令和4年4月計量日又は検針日の前日まで

3. スケジュール

公告日	令和2年10月23日（金）
質問の受付期間	令和2年10月23日（金）～11月6日（金）
提案書類等の受付期間	令和2年11月11日（水）～12月11日（金）午後5時必着
審査（予定）	令和2年12月14日（月）～12月17日（木）
結果通知（予定）	令和2年12月18日（金）～12月25日（金）
準備期間・契約（予定）	令和2年12月25日（金）～令和3年3月31日（水）

4. 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）
- (4) 公告日から契約締結日までの間において、自治体等から指名停止、指名回避等の措置を受けていない者であること。
- (5) 関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務停止並びに事務所の閉鎖処分を現に受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170条）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を九州内の住所で登録している者（以下「登録小売電気事業者」という。）であること。
- (7) 公告日から契約締結日までの間において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項に基づく公表がなされていないこと。

- (8) 過去において、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体（一部事務組合及び警察を含む。）と種類及び規模を同じくする1年以上の契約を締結し、履行した実績があること。
- (9) 2019年度における電気の販売規模（資源エネルギー庁の電力調査統計における電力需要実績）が、12,337千kWh（予定総使用電力量相当）以上であること。
- (10) 菊池市契約等における暴力団等排除措置に関する条例（平成22年条例第2号）第2条第4号及び第5号に該当する者並びに第6号に該当する不当介入を行った者でないこと。
- (11) 本プロポーザルに参加しようとする者の役員（法人の無限責任社員、取締役、執行役、監査役、支配人、精算人等）が、本プロポーザルに参加しようとする他法人の役員を現に兼ねていないこと。
- (12) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (13) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

5. 関係書類の交付

- (1) 公募（交付）期間
公告日から令和2年12月11日（金）午後5時まで
- (2) 交付方法
 - ①市ホームページからのダウンロードを原則とする。
なお、事前に発注部署に確認のうえ、書面により交付することもできる。
 - ②書面による交付の場合の対応については、上記期間の土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとする。

6. 仕様書等に関する質疑応答

仕様書等に対する質疑は、質疑書（様式第2号）を書面（FAX可）または電子メールで提出することとする。また、質疑に対する回答は、随時、市ホームページに掲載し、提出された全ての質疑に対する回答は、11月10日（火）までに市ホームページに掲載する。

- ① 受付期間 令和2年10月23日（金）～11月6日（金）
- ② 提出先 「10. 問い合わせ先」記載のとおり。

7. 提出（提案）書類等の提出

応募者は、「プロポーザル提出書類等在中」と表記した封筒に、(2)に該当する書類を同封し、受付期間内に下記の提出先へ提出すること。

- (1) 受付期間、提出方法及び提出先
 - ①提出方法 郵送（書留郵便）
 - ②受付期間 令和2年11月11日（水）から12月11日（金）午後5時まで（必着）
 - ③提出先 「10. 問い合わせ先」記載のとおり。
- (2) 提出書類（各1部）
 - ア 公募型プロポーザル参加申請書（様式第1号）
 - イ 参加資格申出書（様式第3号）
 - ウ 法人概要書（様式第4号）
 - エ 直近の事業年度における決算に係る財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
 - オ 登録小売電気事業者であることを証する書類の写し

- カ 国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体（一部事務組合及び警察を含む。）との契約実績書（様式第5号）
- キ 役員調書（様式第6号）
- ク 未納がない証明書（国税及び地方税）の写し
- ケ 法人登記簿謄本の写し
- コ 印鑑証明書の写し
- サ 委任状（様式第7号）
- シ 見積書（様式第8号）
- ス 内訳書（様式第9号）
- セ 審査項目（8.（3））の2「安定供給」、3「SDGsに資する取り組み」等に関する内容を記載したパンフレット等（その他任意様式可）

※イについては、必ず両面印刷により提出すること。

※ク、ケ、コの発行日は、提出日から起算して3ヶ月以内のものに限る。

（3）見積書の作成方法

- ア 見積書（様式第8号）に記載する金額は、契約電力に係る基本料金、使用電力量に係る使用電力量料金及び調整料金（契約電力を対象とした割引等）の税込みの総額（以下「見積金額」という。）とする。
- イ 内訳書（様式第9号）には、アの積算内訳として、対象施設（需要場所）ごとに本市が提示した契約電力（契約容量、契約電流）及び予定使用電力量に対して、希望する基本料金単価及び使用電力量料金単価（課税事業者にあつては消費税を含み、小数点第2位未満を切り捨てたもの）を記載し、それらに乗じて算出した基本料金及び使用電力量料金に調整料金（調整料金がない場合は「0」を記載）を加えて得た合計を記載すること。また、各施設の合計を全て加えて得た総合計は、アの見積金額と同額とする。なお、力率調整がある場合については、基本料金に含めるものとする。
- ウ 燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、考慮しないこととする。
- エ 審査は、アにより算定した見積金額にて行う。ただし、契約締結は、基本料金、使用電力量料金の単価及び調整料金にて行う。

8. 受託候補者特定までの流れ

（1）審査方法

書類審査とする。

（2）審査と選定方法

菊池市が設置する選定委員会（以下、「委員会」という。）において、以下の審査基準により提出書類の審査を行い、総合得点1位の者を特定者として決定する。なお、提案者が1者の場合は、委員会において特定者としての可否を決定する。

※選定委員会は、本市職員8名で構成する。

※最高得点を取得した者が、2者以上ある場合は、見積金額の最も低い提案者を1位とする。この場合に、見積金額も同価であるときは、抽選により決定する。

※総合得点は、各選定委員の評価点を合計した点数とする。

(3) 採点基準 (100 点満点)

No	審査項目	審査の視点	配点	採点 (係数)	評価点
1	遂行能力	・ 事業を実施できる資金力、組織体制 ・ 官公庁等における電力供給に係る実績	10	5～0 (×2)	
2	安定供給	・ 非常時のエネルギー供給体制、連絡体制	10	5～0 (×2)	
3	SDGs に資する取り組み	・ 地域活性化の推進に資する事業 ・ 環境負荷低減に関する取組状況等	10	5～0 (×2)	
4	価格	・ 見積金額	70	5～0 (×14)	
合計			100		

※採点基準 (No. 1～3)

特にすぐれている=5、劣っている=0 の範囲で整数により採点する。

※採点基準 (No. 4)

最低価格 ÷ 見積金額 × 5 (小数点以下切り捨て。) = 採点

記載なし=0

最低価格とは、最も安価な見積金額を提示した応募者の見積金額をいう。

(4) 審査結果の通知及び公表 (予定)

審査結果を、参加者全てに対し、令和 2 年 12 月 18 日 (金) ～12 月 25 日 (金) の期間に書面により通知する。また、特定者の商号、代表者名、得点等を市ホームページにて公表する。

(5) 契約

- ① 特定者を契約予定者として、契約締結に向けた協議を行います。ただし、契約予定者との協議が調わない場合、次点者と協議を行います。次点者とも協議が調わない場合、得点の高い参加者の順により協議を行います。
- ② 契約に向けた協議は、提示された提出書類等を基本として行い、仕様及び見積額を決定し、菊池市会計規則に基づき随意契約 (単価契約) を行います。なお、提示された内訳書に記載された基本料金単価、使用電力量料金単価及び調整料金を超える決定は行いません。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、審査後に判明した場合も同様とする。

- ① 提出期限経過後に書類の提出があった場合
- ② 提出書類に不備及び虚偽の記載があった場合
- ③ 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合
- ④ その他、本募集要項に違反すると認められた場合

(7) 留意事項

- ①本プロポーザルに係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- ②提出書類は返却しない。
- ③提出書類については、差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし本市から要請された事項についてはこの限りでない。
- ④提出書類は、必要な範囲において複製することがある。
- ⑤審査は非公開とする。
- ⑥応募者は、審査、選定結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ⑦本プロポーザルによる契約予定者との契約締結後の詳細な工程等については、別途協議する。
- ⑧この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算において減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除する場合がある。

10. 問い合わせ先

〒861-1392 熊本県菊池市隈府 888 番地

菊池市役所 総務部 施設マネジメント課 管財係（担当：古庄・園田）

TEL：0968-25-7205（直通） FAX：0968-25-5720

E-MAIL：sisetsu@city.kikuchi.lg.jp

菊池市ホームページ：<https://www.city.kikuchi.lg.jp/>